

重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、事業所の概要や提供されるサービスの内容等、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 法人（事業者）の概要

名称	IMIRU株式会社
所在地	大分県大分市中島中央1丁目3番32号筒井ビル1F

2. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者の居宅において入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる世話又は支援等の適切な訪問介護等を提供することを目的とする。
運営の方針	訪問介護の提供に当たっては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。 介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3. 事業所の概要

事業所名称	ヘルパーステーションMAZARAN OITA
介護保険指定 事業所番号	(指定事業所番号) 4470112592 (指定年月日) 令和8年2月1日
事業所所在地	大分県大分市中島中央1丁目3番32号筒井ビル1F
電話番号	050-3644-2811
事業所の通常の 事業の実施地域	大分市中心部

4. 事業所の職員体制

従業者の職種及び職務内容	員数
管理者 (従業者及び業務の一元的管理及び指揮命令)	常勤 1人
サービス提供責任者 (サービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画等の作成等)	常勤 1人以上
介護職員 (訪問介護計画等に基づいたサービスの提供)	常勤換算 2.5名以上 (サービス提供責任者を含む)

5. 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間

営業日	月曜日から金曜日まで (ただし祝日・12月29日から1月3日までは除く)
営業時間	午前10時から午後5時まで
サービス提供日	月曜日から金曜日まで (ただし12月29日から1月3日までは除く)
サービス提供時間	午前6時から午後6時まで (ただし相談によって時間外でも対応する)

6. 提供するサービスの内容

(1) 訪問介護

①訪問介護計画の作成	
②身体介護 利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。	①排泄・食事介助 ②清拭・入浴・身体整容 ③体位変換 ④移動・移乗介助、外出介助 ⑤その他の必要な身体の介護
③生活援助 家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。	①調理 ②衣類の洗濯、補修 ③住居の掃除、整理整頓 ④生活必需品の買い物 ⑤その他必要な家事

(2) 介護予防訪問介護相当サービス

- ① 介護予防訪問介護相当サービス計画の作成
- ② 身体介護及び生活援助の見守りの援助

(3) 直接利用者の援助に該当しない、主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為や、日常生活の援助に該当しない、または日常的に行われる家事の範囲を超える行為につきましては、サービス提供をお断りする場合があります。

(4) 次に掲げる行為は訪問介護員としての禁止行為とされております。

- ① 医療行為（認定特定行為業務従業者等による喀痰吸引及び経管栄養を除く）
- ② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
- ④ 利用者の家族等に対するサービスの提供
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦ その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

7. 利用料金

(1) 基本利用料

基本利用料は「別紙 訪問介護料金表」のとおりであり、お支払いいただく利用者負担金は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割または3割の額）です。なお、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合等の介護保険外のサービスにつきましては、別途契約に基づきます。

(2) キャンセル料

利用予定のサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。

(生活援助サービス含む)

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の3営業日前の17時まで	なし
利用予定日の2営業日前の17時まで	¥1,000(税別)
利用予定日の前営業日の17時まで	¥2,000(税別)
上記以降のキャンセルや 無断キャンセル	¥4,000 (税別)

(注) 営業時間は月曜日から金曜日の午前10時から午後5時です。

(3) 交通費

利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、以下の交通費を1回のサービスごとに請求いたします。

- ①実施地域を越えてから片道5キロメートル未満 500円
- ②実施地域を越えてから片道5キロメートル以上 1,000円

(4) お支払方法

上述の料金・費用は1か月ごとに計算し、毎月請求書を発行いたしますので、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。また、お支払いの確認をしましたら領収書を発行いたしますので必ず保管されますようお願いいたします。

①金融機関口座からの自動引き落とし

口座振替依頼書をご記入・ご提出ください。手続きの完了後、毎月27日に前月分の利用料が、ご指定いただきました口座から引き落とされます。（依頼書のご提出から手続きの完了まで1～2か月程度かかります）

②指定口座への振り込み

振込口座及び支払期限につきましては、請求書に記載いたします。

※口座振替や銀行振込が難しい場合の現金でのお支払いにつきましてはご相談ください。

8. 事故発生時の対応方法について

サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業及び市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は以下の損害賠償保険に加入しております。

引受保険会社	東京海上日動
保険名	超ビジネス保険（事業活動包括保険）
補償の概要	業務遂行上の事故や財物損壊等に対する補償

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者は当事業所の管理者です。

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村障害者虐待防止センターに通報します。

10. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に症状の急変が生じた場合においては、人命を最優先にするとともに、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じ、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

11. サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 事業者は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応します。
- (2) 事業者は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行います。

- (3) サービス提供に関する苦情や相談にかかる、相談窓口は以下の通りです。

【当事業所の窓口】	苦情解決責任者	管理者
	電話番号	050-3644-2811

【公的団体の窓口】	名称	大分県国民健康保険団体連合会 営業時間 9:00~17:30
	電話番号	097-534-8475

【市町村の窓口】	名称	大分市役所 長寿福祉課 営業時間 8:30~17:15
	電話番号	097-534-6111